

医療施設等業務効率化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、医療施設等が診療報酬を主たる収入とし、物価高騰の影響に対して価格転嫁が困難である状況を踏まえ、県内の病院、有床診療所、無床診療所（医科・歯科）、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師が施術を行う施術所及び保険薬局（以下「病院及び診療所等」という。）が行う、業務効率化・生産性向上のための事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第2条 この補助金は、次の基準により交付するものとする。

- (1) この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、新潟県内に別記に定める対象施設を有する法人等（個人事業主を含み、法人格のない任意団体は除く）とする。ただし、次のいずれかに該当する者は対象外とする。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 役員等が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者。
 - ウ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。
- (2) 補助対象事業は、補助事業者が、業務効率化・生産性向上のために行う別記に定める機器等を導入する事業とする。
- (3) 補助金の交付額は、別記において対象施設ごとに基準額と補助対象事業に要する経費の実支出額（消耗品費、ランニングコスト、消費税、振込手数料、その他本事業の目的に合致しない経費等を除く）から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額以内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (4) 国及び新潟県の他の補助金との併用はできないものとする。

(交付の条件)

第3条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭

和 40 年大蔵省令第 15 号)で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

(交付の申請、請求)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別記様式による補助金交付申請書兼実績報告書を知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助金交付申請書兼実績報告書の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 導入機器等の仕様・性能が分かるもの（カタログ等の写し）
- (2) 設置場所の全景、設備ごとの写真
- (3) 導入機器等の支払い金額（消費税を除く）が分かる証拠書類
（請求書、領収書、振込依頼書、振込票、クレジットカード利用明細等の写し）
- (4) 振込口座の通帳等の写し（口座番号、口座名義等が確認できるページ）

(交付の決定)

第 5 条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査等により補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。また、不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知をするものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第 6 条 規則第 7 条の規定による期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日を経過した日とする。

(実績報告及び補助金の額の確定)

第 7 条 この補助金は、第 4 条第 1 項の申請書の提出をもって実績報告書の提出を兼ね、第 5 条第 1 項に定める交付の決定をもって額の確定を兼ねるものとする。

(補助金の支払い)

第 8 条 知事は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、遅滞なく補助事業者に補助金を支払うものとする。

(交付の決定及び確定の取消)

第 9 条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき
- (2) 第 3 条に掲げる条件に違反したとき
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則及びこの要綱の規定に違反したとき

(補助金の返還)

第 10 条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定及び確定を取り消したときは、当該取消に係る補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 23 日に施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別記

		対象施設	補助対象経費	基準額	補助率
医療施設等業務効率化支援事業	1	病院（200 床以上）	・院内業務の効率化に必要な機器 ・受付・会計・事務負担の軽減に必要な機器 ・診療・施術の記録や連携に必要な機器 ・業務に使用する機器の導入に要する経費 消耗品費、ランニングコスト、消費税、振込手数料、その他本事業の目的に合致しない経費等を除く	15,000 千円	3 分の 2
	2	病院（199 床以下）		3,000 千円	
	3	有床診療所		300 千円	
	4	無床診療所（医科・歯科）		150 千円	
	5	施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう）		63 千円	
	6	施術所（柔道整復）		63 千円	
	7	保険薬局		150 千円	

注 1) 公立施設を除く

注 2) 1 ～ 4 及び 7 においては、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）上の保険医療機関コードが発行されており、診療報酬請求の実績がある施設に限る。

注 3) 5 及び 6 においては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法の規定に基づき開設している施術所のうち、療養費の受領委任の取扱いを行う施術所又は償還払による保険診療を行っている施術所に限る。